

平成 28 年 2 月 22 日  
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
 プラスチック容器事業部

## 平成 28 年度引き取り同意書の申請手続き

### 1. 申請手続きの種類

申請手続きの種類は大きく「継続」「期中新規」「変更」の 3 つに区分される。それぞれの区分の定義及び申請手続期間を以下に示す。なお、「継続」に関しては平成 28 年 3 月末までの申請手続き、「期中新規」「変更」に関しては平成 28 年 4 月 1 日以降の手続きとなる。

種類	定 義	申請手続期間
①継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>27 年度に再商品化製品を販売し、協会に実績報告が行われている利用事業者に対して、28 年度も継続して販売するための申請<sup>(注1)</sup></li> </ul>	平成 28 年 2 月 22 日～ 平成 28 年 3 月 31 日

(注 1) 申請手続期間 (3 月末) を過ぎた場合、平成 27 年度に販売実績がある利用事業者であっても継続申請は認められない。期中新規申請扱いとなるので注意すること。

種類	定 義	申請手続期間
②期中新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 4 月 1 日以降に、新たに 28 年度利用承認を受けるための申請</li> </ul>	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日

種類	定 義	申請手続期間
③変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>28 年度の利用承認を受けた利用事業者について、承認時の情報を変更するための申請</li> </ul>	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日

## 2. 申請書類

### (1) 継続手続

様式5付属①～⑤の提出の要否は以下内容に従って対応すること。

#### ○ 様式5付属①

以下に該当する場合、提出が必要となる。

1) 再商品化製品利用事業者情報について変更がある場合

2) 異なる引き取り品目<sup>(※)</sup>を新たに販売する場合

※異なる引き取り品目の定義：再商品化製品の材質が異なる品目

(材質：PP・PE混合、PP、PE、PS、PET、等)

3) 新工場に新たに販売する場合

#### ○ 様式5付属②

以下に該当する場合、提出が必要となる。

1) 引き取り品質規格書について変更がある場合

2) 異なる引き取り品目を新たに販売する場合

#### ○ 様式5付属③

すべての引取同意書に対して提出が必要となる。

(※1) 平成28年度のプラスチック製容器包装再生処理事業者の登録申請時(平成27年7月)から様式5付属③の様式が変更されているので、必ず最新の様式(資料20にてダウンロード可)で提出すること。なお、プラ製容器包装と白色トレイにて様式が異なるので注意すること。

(※2) 引き取り同意量を増量して申請する場合、容り最大利用能力を超えないよう注意すること。

【注：現地確認方法について】

電話・FAX・メールでの確認を認めるが、最新情報(利用能力・利用フロー等)を確認し、確認実施日及び時間を入力すること。

#### ○ 様式5付属④

利用事業者までの製品の流れの中で商社が存在する場合、必ず提出すること。商社を利用しない場合は提出不要。

#### ○ 様式5付属⑤

利用事業者が新たに特定再商品化製品利用事業者<sup>(※)</sup>に該当することとなった場合、必ず提出すること。

(※1) 平成27年12月の入札説明会にて伝えたとおり、特定再商品化製品利用事業者の定義が変更されている。資料19(実施契約書見本)の第17条を確認すること。

(※2) 該当する場合には、新たな様式5付属⑤の様式を資料20からダウンロードのうえ記入・提出すること。

表1 継続手続における様式5付属①～⑤の提出の要否（一覧表）

区 分	要	不要
様式5付属① (利用事業者情報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更あり</li> <li>・異なる引き取り品目を販売</li> <li>・新規工場を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> <li>・同じ引き取り品目を販売</li> </ul>
様式5付属② (品質規格書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更あり</li> <li>・異なる引き取り品目を販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> <li>・同じ引き取り品目を販売</li> </ul>
様式5付属③ (能力・フロー等 確認票)	全て必要	—
様式5付属④ (製品の流れ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商社を使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商社を使わない</li> </ul>
様式5付属⑤ (特定利用関係性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> <li>・非該当</li> </ul>

(2) 期中新規手続

様式5付属①～⑤の提出の要否は以下内容に従って対応すること。

【用語の定義】

- ◆ 既存利用事業者：平成27年度に再商品化製品を販売し、協会に実績報告が行われている利用事業者。
- ◆ 既存利用施設（工場）：平成27年度に再商品化製品を販売し、協会に実績報告が行われている利用施設（工場）。
- ◆ 異なる引き取り品目：再商品化製品の材質が異なる品目  
(材質：PP・PE混合、PP、PE、PS、PET、等)

○ 様式5付属①

以下に該当する場合、提出が必要となる。

- 1) 新規利用事業者（既存利用事業者以外全て）
- 2) 既存利用事業者のうち、再商品化製品利用事業者情報について変更がある場合
- 3) 既存利用事業者異なる引き取り品目を新たに販売する場合（※）
- 4) 既存利用事業者の新工場に新たに販売する場合

○ 様式5付属②

以下に該当する場合、提出が必要となる。

- 1) 新規利用事業者
- 2) 既存利用事業者のうち、引き取り品質規格書について変更がある場合
- 3) 既存利用事業者異なる引き取り品目を新たに販売する場合（※）

【※：異なる引き取り品目の販売に伴う様式5付属①及び②の提出の可否（一例）】

- ① 再商品化製品の材質が異なる場合、再商品化製品の形態<sup>(注)</sup>が同じであっても提出は必要。
- ② 再商品化製品の材質が同じであれば、再商品化製品の形態が異なる場合でも提出を不要とする。

(注) 再商品化製品の形態：ペレット、減容品（フレーク、フラフ）、インゴット、等

○ 様式5付属③

すべての引取同意書に対して提出が必要となる。なお、プラ製容器包装と白色トレイにて様式が異なるので注意すること。

【注：現地確認方法について】

新規利用施設（工場）の場合、必ず現地を訪問して確認すること。既存利用施設（工場）の場合には、電話・FAX・メールでの確認を認める<sup>(※)</sup>が、最新情報（利用能力・利用フロー等）を確認し、確認実施日及び時間を入力すること。

※ 平成27年度に再商品化製品の販売実績があり、協会に実績報告を行っていれば、材質や形態が異なる品目の引き取り同意書を提出する場合、電話・FAX・メールでの確認を認める（以下具体例を参照）。

【具体例】

- i：平成27年度に利用施設A工場にPPペレットの販売実績があり、協会に実績報告を行っている。  
新たに利用施設A工場のPEペレットの引き取り同意書を提出する場合  
⇒電話・FAX・メールでの確認可
- ii：平成27年度に利用施設A工場にPPペレットの販売実績があり、協会に実績報告を行っている。  
新たに利用施設A工場のPP減容品の引き取り同意書を提出する場合  
⇒電話・FAX・メールでの確認可

○ 様式5付属④

利用事業者までの製品の流れの中で商社が存在する場合、既存利用事業者か新規利用事業者かに関わらず必ず提出すること。商社を利用しない場合は提出不要。

(※1) 平成28年度のプラスチック製容器包装再生処理事業者の登録申請時（平成27年7月）から様式5付属③の様式が変更されているので、必ず最新の様式（資料20にてダウンロード可）で提出すること。

(※2) 引き取り同意量を増量して申請する場合、容り最大利用能力を超えないよう注意すること。

【異なる引き取り品目の販売に伴う様式5付属④の提出の可否】

再商品化製品の材質が異なる場合にて同じ商社を使うとしても、品目毎に様式5付属④を提出すること。

○ 様式5付属⑤

以下に該当する場合、提出が必要となる。

- 1) 新規利用事業者が、特定再商品化製品利用事業者に該当する場合。
- 2) 既存利用事業者が、新たに特定再商品化製品利用事業者<sub>に</sub>該当することとなった場合
- 3) 様式5に変更があった場合

(※1) 平成27年12月の入札説明会にてお伝えしたとおり、特定再商品化製品利用事業者の定義が変更されている。資料19(実施契約書見本)の第17条を確認すること。

(※2) 該当する場合には、新たな様式5付属⑤の様式を資料20からダウンロードのうえ記入・提出すること。

表2 期中新規手続における様式5付属①～⑤の提出の要否(一覧表)

区 分	新規利用事業者		既存利用事業者	
	要	不要	要	不要
様式5付属① (利用事業者情報)	全て必要	—	・変更あり ・異なる引き取り品目を販売 ・新規工場を追加	・変更なし ・同じ引き取り品目を販売
様式5付属② (品質規格書)	全て必要	—	・変更あり ・異なる引き取り品目を販売	・変更なし ・同じ引き取り品目を販売
様式5付属③ (能力・フロー等 確認票)	全て必要	—	全て必要	—
様式5付属④ (製品の流れ)	商社を使う	商社を使わない	・商社を使う	・商社を使わない
様式5付属⑤ (特定利用関係性)	該当する	非該当	・変更あり	・変更なし ・非該当

(3) 変更手続

変更手続は「増量」「品目追加」「工場追加」「その他変更」に分類される。分類毎の定義は以下のとおり。

区 分	定 義
①増量	既に承認されている同意量を超えて販売する場合
②品目追加	既に承認されている引取品目以外の品目を販売する場合
③工場追加	承認済の利用事業者の承認されていない工場に出荷しようとする場合
④その他変更	上記①から③に該当しない変更手続の場合（様式5の用途分野や利用製品名の変更、また、提出済の同意書類を訂正（差替え）する場合も含む）

各区分で提出が必要となる付属書類は以下のとおり。なお、表中の△については、「3. 申請に際しての注意点」にて詳細に記載しているので確認すること。

表3 変更手続における様式5付属①～⑤の提出の要否（一覧表）

区分 付属書類	① 増量	② 品目追加	③ 工場追加	④ その他変更
様式5付属① (利用事業者情報)	—	○	○	該 当 書 類
様式5付属② (品質規格書)	—	○	—	
様式5付属③ (能力・フロー等 確認票)	○	○	○	
様式5付属④ (製品の流れ)	—	△	△	
様式5付属⑤ (特定利用関係性)	—	—	—	

「○」＝必要、「△」＝場合により必要、「—」＝不要

### 3. 申請に際しての注意点

申請手続は利用開始前に事前申請すること。なお、REINS への入力内容、提出書類への記載内容、添付書類不足等の不備がある場合、承認しないので注意すること。

また、引取同意量は当該年度に利用事業者が引取・製品化する予定量で、利用事業者の設備能力ではない。販売する再商品化製品の利用に振り向ける設備の能力・台数、稼働時間・日数、容り配合率より計算・計画される計画量である。

以下に、申請区分毎の注意点を示す。

#### (1) 継続手続

- ① 継続申請の同意書を申請する場合は「再商品化製品の適正利用の確保」に関する『利用事業者への提示資料（再商品化製品利用事業者に求められる再商品化製品の適正な利用に関する遵守・合意事項について）』（平成 28 年度事業者登録説明会資料 3 参照）を提示し、その内容の確認・同意を得て申請のこと。

#### (2) 期中新規手続

- ① 期中手続の同意書を申請する場合は継続手続と同様、「再商品化製品の適正利用の確保」に関する『利用事業者への提示資料（再商品化製品利用事業者に求められる再商品化製品の適正な利用に関する遵守・合意事項について）』（平成 28 年度事業者登録説明会資料 3 参照）を提示し、その内容の確認・同意を得て申請のこと。
- ② 平成 28 年度 再商品化製品引取同意書 申請書の（2）利用事業者情報 ①の「期中新規」にチェックしたうえで、②申請内容の欄で、平成 27 年度販売・協会実績報告の有無のいずれかにチェックすること。

#### (3) 変更手続

##### 1) 増量

- ① 申請は販売実績が同意量を超える前に申請すること。また、適正利用状況を確認した上で申請のこと。
- ② 様式 5 の用途別引き取り同意量は増量後の総量（年間引き取り量）を記載すること（変更に伴う増量分のみを記載しないこと）
- ③ 様式 5 付属③について、提出済の様式 5 付属③の製造能力を超える場合の現地確認方法は「現地訪問確認」とすること（電話・FAX・メールでの確認は認めない）。製造能力を超えない場合には電話・FAX・メールでの確認を認める。

## 2) 品目追加

- ① 事業者登録申請書 3-1 (製品の種類) に未記載品目を製造・販売する場合は、速やかに施設変更手続きも実施すること。
- ② 様式 5 付属③について、提出済の様式 5 付属③の製造機器が変わる場合の現地確認方法は「現地訪問確認」とすること (電話・FAX・メールでの確認は認めない)
- ③ 様式 5 付属④について、提出済の様式 5 付属④の製品の流れが変わる場合 (一例: 新たに商社が加わる、提出済の商社と異なる商社が介在することになる、等) には提出すること。
- ④ 平成 28 年度 再商品化製品引取同意書 申請書の (2) 利用事業者情報 ①の「変更・品目追加」にチェックしたうえで、②申請内容の欄で追加品目名を記載すること。

## 3) 工場追加

- ① 様式 5 付属①、③に新たに追加した工場情報及び工場設備概要を添え申請すること。
- ② 様式 5 付属③について、必ず現地を訪問して確認すること。
- ③ 様式 5 付属④について、利用事業者までの製品の流れの中で商社が存在する場合には提出すること。
- ④ 平成 28 年度 再商品化製品引取同意書 申請書の (2) 利用事業者情報 ①の「変更・工場追加」にチェックしたうえで、②申請内容の欄で追加工場名を記載すること。

## 4) その他の変更

- ① 様式 5 の用途分野や利用製品名の変更、利用事業者情報の変更、提出済の同意書類を訂正 (差替え) する場合、平成 28 年度 再商品化製品引取同意書 申請書の (2) 利用事業者情報 ①の「変更・その他変更」にチェックしたうえで、②申請内容の欄で変更内容を記載すること。
- ② 利用事業者の施設や能力が変更になった場合、新たな様式 5 付属③ (利用能力・利用フロー等確認票) を提出すること。
- ③ 利用事業者情報 (社名、代表者氏名、本社所在地、担当者氏名、電話・FAX 番号、メールアドレス) や利用事業者工場情報を変更する場合、REINS 情報の修正が必要になるので注意すること。

## 4. 申請方法

- (1) REINS への入力操作方法は「再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル」を参照



- (2) 様式4は事業者登録申請時のみ提出を求めているので、「継続」「期中新規」「変更」  
手続では提出不要とする。
- (3) 「特定利用事業者」に関する事項は入札説明会資料「特定再商品化製品利用事業者に  
ついて（プラスチック製容器包装）」を参照のこと。
- (4) 申請書、添付書類はすべて2部（正本、コピー）提出すること。

#### 5. 再生処理事業者への審査結果連絡および利用事業者立入調査

- (1) 協会は申請内容に基づき、利用事業者として適正／不適正を審査し、申請結果通知  
メールにて申請承認結果の連絡を行う。否認理由について確認の必要がある場合、  
協会まで電話・メール等にて問い合わせること。
- (2) 販売開始は承認の申請結果通知メールを受領した日以降とする。
- (3) 利用事業者への立入調査は申請された引取同意書内容と利用事業者実態の確認およ  
び適正利用の遵守状況を確認するために不定期に実施する。新規利用事業者の場合、  
立入調査後に同意書承認とする場合もあるので余裕を持って申請願いたい。
- (4) 承認状況は、REINS＞登録申込＞引取同意書入力「承認状況」欄で確認できる。

**平成28年度 再商品化製品引取同意書 申請書 〈 原本 ・ コピー 〉**

申請日 平成 年 月 日

(1)再生処理事業者情報					
①再生処理事業者名					
②担当者名					
③担当者電話番号					
(2)利用事業者情報					
①申請区分		②申請内容			
<input type="checkbox"/>	継続	X			
<input type="checkbox"/>	期中新規	平成27年度販売・協会実績報告の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	変更	増量	X		
<input type="checkbox"/>		品目追加	追加品目名		
<input type="checkbox"/>		工場追加	追加工場名		
<input type="checkbox"/>		その他変更			
③利用事業者HPアドレス					

(3)添付書類リスト (「○」=必要、「△」=場合により必要、「-」=不要)							
今回提出	書類名	継続	期中新規	変更			
				増量	品目追加	工場追加	その他変更
<input type="checkbox"/>	引取同意書 申請書(本紙)	資料9-3 表1参照	資料9-5 表2参照	○	○	○	資料9-8 参照
<input type="checkbox"/>	様式5(引取同意書) <small>REINSから印刷</small>			○	○	○	
<input type="checkbox"/>	様式5付属①(利用事業者情報) <small>REINSから印刷</small>			-	○	○	
<input type="checkbox"/>	様式5付属②(品質規格書)			-	○	-	
<input type="checkbox"/>	様式5付属③(能力・フロー等確認票)			○	○	○	
<input type="checkbox"/>	様式5付属④(製品の流れ)			-	△	△	
<input type="checkbox"/>	様式5付属⑤(特定利用関係性)			-	-	-	

管理番号(協会記入欄)	
-------------	--